

いじめ防止基本方針

令和7年3月28日改定

延岡市立黒岩小中学校 生徒指導部

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の緊急の課題となっています。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが急務であると考えます。

また、近年の急速な情報技術の進展により、携帯電話、インターネット等を介しての新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした状況の中で、文部科学省から平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、それを基に「宮崎県いじめ防止基本方針」、「延岡市いじめ防止基本方針」が策定されたこと、また文部科学省から令和6年8月に「重大事態ガイドライン」及び「生徒指導提要」の改訂を受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を前回作成の方針から見直し、新たに「延岡市立黒岩小中学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では「いじめ・不登校対策委員会」）を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ解消の定義

- ① いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。
- ② 心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって本人、保護者に確認する。
上記二つの要件を満たす場合にいじめの解消とする。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめを防止するために校長のリーダーシップの下、以下に挙げる基本的な考え方を基に学校全体で毅然とした指導に取り組みます。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への理解に努めます。
- いじめを受けている児童生徒をしっかり守ります。

- いじめは「どの学級にも、どの学校にも起こり得る。」という認識をすべての教職員がもち、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 「重大事態ガイドラインチェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の体制等について平時から適切に実施できているか点検します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。（生活アンケートの実施）

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び、生徒指導部、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

【目的】いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応

【構成員】全職員

【開催】毎週水曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催

2 いじめの防止等に関する措置〔資料1〕

(1) いじめの防止

ア 児童生徒が主体となった活動

- ・ 全校児童生徒によるボランティア活動の推進
- ・ 体育祭やくろいわ祭などの委員会活動の活性化
- ・ 児童生徒がいじめを自分たちの問題として考える機会の設定

イ 教職員が主体となった活動

- ・ 一人一人の実態に応じたわかる授業（自己有用感を育む授業）の展開
- ・ 道徳科において、いじめの具体的な場面を考え、議論する授業の実施
- ・ 教育相談週間の設定
- ・ 人権教育、情報モラル教育の推進

ウ 「黒岩小中学校いじめ防止プログラム」の策定と実施

（いじめ防止のための具体的取り組みと指導内容の確実な実施を図る。）

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- イ 毎月の児童生徒アンケートを実施するとともに、学期毎に教育相談週間を設け、児童生徒が抱えている悩みに寄り添い、解決への手立てを取ります。
- ウ いじめ対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
- エ 学校への相談はもちろん、スクールカウンセラー（SC）による相談、学校外の相談窓口として、市青少年育成センター やオアシス教室についても学校だより等で各家庭に知らせる。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行います。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ウ いじめを見ていた児童生徒及びはやしたてるなどの行為をした児童生徒に対しても適切な指導を行います。
- エ いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、全職員で環境の整備、児童生徒への支援を行います。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処していきます。

(4) ネット、携帯電話でのいじめへの対応

ア ネットいじめとは

インターネットを使った意図的かつ攻撃的な言動で他人を傷つける行為のことをいいます。具体例として、特定の児童生徒の誹謗中傷を本人、または不特定多数の人に送信したり、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載したりすることなどがあり、犯罪行為となります。また、携帯電話を介しても同様の行為が行われています。（X、ツイッター、TikTok）

イ ネットいじめの予防

- ・ インターネット、携帯電話のフィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用指針」の活用）
- ・ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- ・ 専門機関の方を招いて、児童生徒、保護者を対象にした講演会を定期的に開催します。（学校保健委員会の活用）

3 その他の留意事項

(1) 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校運営委員会との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(2) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法(12月に追跡調査報告)
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する連携
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

オ 黒岩地区青少年健全育成協議会との連携

- ・ 地域の定期的な巡回
- ・ 小・中学校の児童生徒についての情報交換

4 重大事態への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が市教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (2) 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

III その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会、保護者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努めます。